

資料1 昭和59年中の非行少年補導状況

1 非行少年

(1) 概況

- 刑法犯で補導した少年と、特別法犯で補導した少年の合計は5,587人で前年に比較し、1,133人、16.9パーセント減少している。
- 刑法犯全検挙人員の中に占める刑法犯で補導した少年の割合は51.2パーセントで、前年の54.0パーセントから2.8パーセント減少している。

区 分	総 数	刑法犯で補導した少年			特別法犯で補導した少年		
		犯罪少年	触法少年	計	犯罪少年	触法少年	計
昭59(1~12)	5,587	3,639	1,479	5,118	459	10	469
昭58(1~12)	6,720	4,203	1,901	6,104	577	39	616
増 減 数	△ 1,133	△ 564	△ 422	△ 986	△ 118	△ 29	△ 147
増減率(%)	△16.9	△13.4	△22.2	△16.2	△20.5	△74.4	△23.9

(2) 学職別(特別法犯で補導した少年を除く)

- 学職別では中学生、高校生の減少が目立っている。
- 構成比でみると学生・生徒の合計が刑法犯で補導した少年全体の86.5パーセントを占め、中でも中学生が47.4パーセントと依然高率を示している。

区 分	総 数	学 生 ・ 生 徒					有職少年	無職少年
		小 計	小学生	中学生	高校生	その他		
昭59(1~12)	5,118	4,228	393	2,426	1,470	139	399	291
構成比	100	86.5	7.7	47.4	28.7	2.7	7.8	5.7
昭58(1~12)	6,104	5,357	426	3,146	1,651	134	407	340
増 減 数	△ 986	△ 929	△ 33	△ 720	△ 181	5	△ 8	△ 49
増減率(%)	△16.2	△17.3	△ 7.7	△22.9	△11.0	3.7	△ 2.0	△14.4

(3) 罪種別(特別法犯で補導した少年を除く)

- 罪種別では刑法犯で補導した少年全体の80.6パーセントは窃盗犯で、そのうち56.6パーセントは万引きとなっている。
- 強盗、強姦などの凶悪犯は前年に比較してほぼ横ばいとなっているが他の罪種いずれも減少している。

区 分	総 数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	うち 万引き	知能犯	風俗犯	その他
構成比	100	1.0	11.7	80.6	45.6	3.0	0.5	3.2
昭58(1~12)	6,104	49	648	4,951	2,992	173	40	243
増 減 数	△ 986	2	△ 48	△ 828	△ 659	△ 21	△ 12	△ 79
増減率(%)	△16.2	4.1	△ 7.4	△16.7	△22.0	△12.1	△30.0	△32.5

(4) 校内暴力

- 校内暴力事件は、発生138件、補導人員155人であり、前年に比較して件数で32.7パーセント増加したものの人員では44.2パーセントと大幅に減少している。
- 校内暴力事件は、中学校で136件、高校2件発生し、発生校は中学校で24校、高校で2校となっている。
- 対教師暴力の50件はすべて中学校で発生し、前年に比較して51.5パーセントの増加となり、その発生校は15校となっている。

	件数					補導人員					被害者数			
	対教師	生徒間		施設等損壊	計	対教師	生徒間		施設等損壊	計	教師	生徒	施設等損壊	計
		校内	校外				校内	校外						
昭59(1~12)	(2) 50	(2) 73	(2) 8	(2) 7	(2) 138	(6) 47	(6) 86	(6) 9	(6) 13	(6) 155	(2) 46	(2) 58	(2) 4	(2) 108
昭58(1~12)	(1) 33	(3) 51	(1) 16	(5) 4	(5) 104	(1) 43	(8) 150	(8) 74	(8) 11	(8) 278	(1) 45	(7) 89	(8) 4	(8) 138
増減数	17	22	△8	3	34	4	△64	△65	2	△123	1	△31		△30
増減率(%)	51.5	43.1	△50.0	75.0	32.7	9.3	△42.7	△87.8	18.2	△44.2	2.2	△34.8		△21.7

注：()内は高校生を内数で示す。

2 不良行為少年

行為別	学職別	総数	前年	未就学児	学生・生徒				有職少年	無職少年
					小学生	中学生	高校生	その他の学生・生徒		
飲酒		1,576	1,657			86	538	167	578	207
喫煙		12,721	12,189		5	598	3,469	1,276	5,410	1,963
薬物乱用		49	88			3	16	1	16	13
凶器携帯		6	13			5			1	
乱暴、けんか		190	141			108	26	2	41	13
たかり		14	18		1	9	1		1	2
深夜はいかい		12,434	10,654	1	22	954	4,386	766	4,415	1,890
家出		272	248		26	120	48	2	34	42
無断外出		113	120		1	16	44	8	22	22
不純異性交遊		274	215			21	99	7	93	54
婦女誘惑、いたづら		5	9						4	1
不良交友		1,249	1,532	1	1	387	384	33	241	188
怠学		999	725		15	315	586	83		

行為別	学職別 総 数	前 年	未 就 学 児	学 生 ・ 生 徒				有 職 少 年	無 職 少 年
				小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他 の 学 生 ・ 生 徒		
業 業	74	75							
不健全娯楽	570	806		9	45	317	19	67	113
金品持出し	43	45		8	21	11	1	1	1
暴走行為	3,633	3,596		1	57	1,978	184	1,005	408
その他	1,859	2,107	5	181	1,020	441	32	109	71
合 計	36,081		7	284	3,765	12,344	2,581	12,112	4,988
前 年		34,178	6	407	4,053	11,354	2,216	11,499	4,643
増 減 数	1,903		1	△ 123	△ 288	990	365	613	345
増 減 率 (%)	5.6		16.7	△30.2	△ 7.1	8.7	16.5	5.3	7.4

- 59年中に補導した不良行為劣年は36,081人で前年と比較して1,903人、5.6パーセント増加している。
- 学職別ではその他の学生・生徒、高校生、無職少年、有職少年が増加している。
- 行為別では、喫煙、深夜はいかいが多くなっている。

資料出所「県警防犯部少年課」

資料 2

学校規模別校内暴力発生状況 (1)

57年度 (4月～3月)

学校規模	11学級以下	12～18学級	19～24学級	25～30学級	31学級以上	計
発生件数 (B)	22	33	8	29	1	93
学校数 (A)	193	43	25	20	6	287
1校当たりの 発生件数 $\frac{B}{A}$	0.11	0.77	0.32	1.45	0.17	0.32

58年度 (4月～3月)

学校規模	11学級以下	12～18学級	19～24学級	25～30学級	31学級以上	計
発生件数 (B)	17	6	25	17	20	85

学校規模	11学級以下	12～18学級	19～24学級	25～30学級	31学級以上	計
学校数	(A) 190	16	30	14	6	286
1校当たりの 発生件数	$\frac{B}{A}$ 0.09	0.13	0.83	1.31	3.33	0.30

59年度（4月～12月）

学校規模	11学級以下	12～18学級	19～24学級	25～30学級	31学級以上	計
発生件数 (B)	33	15	61	9	0	118
学校数 (A)	187	50	33	12	4	287
1校当たりの 発生件数	$\frac{B}{A}$ 0.18	0.30	1.85	1.69	0	0.41

学校規模別校内暴力発生状況 (2)

57年度（4月～3月）

学校規模	11学級以下	12～18学級	19～24学級	25～30学級	31学級以上	計
発生学校数 (C)	9	11	4	3	1	28
学校数 (A)	193	43	25	20	6	287
比率 (%) $\frac{C}{A} \times 100$	4.7	25.6	16.0	15.0	16.7	9.8

58年度（4月～3月）

学校規模	11学級以下	12～18学級	19～24学級	25～30学級	31学級以上	計
発生学校数 (C)	6	4	5	4	5	24
学校数 (A)	190	46	30	14	6	286
比率 (%) $\frac{C}{A} \times 100$	3.2	8.7	16.7	28.6	83.3	8.4

59年度（4月～12月）

学校規模	11学級以下	12～18学級	19～24学級	25～30学級	31学級以上	計
発生学校数 (C)	7	5	6	3	0	21
学校数 (A)	187	50	33	13	4	287
比率 $\frac{C}{A} \times 100$ (%)	3.7	10.0	18.2	23.1	0	7.3

資料出所「県教委」

資料3 新潟県農業の現状

1 本県農業の全国における地位

- わが国の食料供給基地として大きな役割をもつ。

〈耕地面積は全国2位〉

耕地面積全体のシェアは3.8%（山6.1%，畑1.0%）で、水田率は全国の55%に比し88%と高い。

	面積 (昭58)	シェア
全 国	5,411,000 ha	100 %
1 位 北 海 道	1,168,000	21.9
2 位 新 潟	207,000	3.8

資料：農林水産省「耕地面積調査」

〈1戸当たり耕地面積は全国9位〉

1戸当たり耕地面積は北海道を除く都府県平均に比べ33%上回っている。

	1戸当たり耕地面積 (昭58)	指数
全国平均 (都府県平均)	1.20 (0.96) ha	(100)
1 位 北 海 道	10.17	1,059
2 位 青 森	1.65	172
9 位 新 潟	1.29	134

資料：農林水産省「耕地面積調査」「農業調査」

〈粗生産額は全国5位〉

	総 額 (昭57)	シェア
全 国	107,045 億円	100 %
1 位 北 海 道	9,959	9.3
2 位 茨 城	5,017	4.7

	総額(昭57)	シェア
5位新潟	3,893	3.6

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

〈米は質、量とも全国一〉

次稲の収穫量は55年以降、作付面積は56年以降それぞれ北海道を抜いて全国1位となり、良質米として流通している自主流通米に占める本県の割合も11%を占め、米は全国トップの位置にある。

	全国	新潟	順位	シェア
水稲作付面積(昭58)	2,246,000ha	147,500ha	1位	6.6%
水稲収穫量(昭58)	10,308,000t	739,000t	1位	7.2%
出荷量(昭58)	6,980,000t	565,550t	1位	8.1%
自主流通米販売量(昭58)	3,500,000t	389,350t	1位	11.1%

資料：農林水産省「作物統計」, 「食糧管理統計」

注：出荷量及び自主流通米販売量は実績見込である。

2 農業構造と農家経済

○ 米を中心とした生産構造である。

〈米の粗生産額に占める割合は全国の2倍〉

57年度の粗生産額構成では、米は全国の2倍以上、野菜、畜産では約2分の1の構成である。

部門別粗生産額構成

昭57年	耕種					養蚕	畜産	加工農産物	計
	米	野菜	果実	その他	計				
新潟県	66.4	10.2	2.1	4.2	82.9	0.2	16.8	0.0	100.0
全国	29.8	22.3	7.1	8.2	67.4	1.3	30.6	0.7	100.0

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

〈稲作単一経営が多い〉

稲作単一経営が多く、第2種兼水農家では90%以上を占めている。しかし、専業農対では複合経営が増加している。

専業別・経営組織別農家数

(単位：戸、%)

昭58年	単一経営	うち稲単一	準単一・複合経営	複合経営	計
農産物販売農家数	129,580 (90.5)	124,000 (86.6)	10,520 (7.4)	3,010 (2.1)	143,110 (100.0)
専業農家	5,540 (69.4)	4,460 (55.9)	1,590 (19.9)	860 (10.8)	7,980 (100.0)

昭58年		単一経営	うち稲単一	準単一・ 複合経営	複合経営	計
第1種兼業農家		23,090	21,020	5,530	1,170	29,790
		(77.5)	(70.6)	(18.6)	(3.9)	(100.0)
第2種兼業農家		100,960	98,520	3,400	980	105,340
		(95.8)	(93.5)	(3.2)	(0.9)	(100.0)
全 国 (構成比)		(74.4)	(48.3)	(18.6)	(7.0)	(100.0)

資料：農林水産省「農業調査」

注(1)：単一経営とは農産物販売金額1位の部門が総販売金額の8割以上を占める場合

注(2)：準単一・複合経営とは農産物販売金額1位の部門が総販売金額の6割以上8割未満の場合

注(3)：複合経営とは農産物販売金額1位の部門が総販売金額の6割未満の場合

注(4)：()内は構成比

<耕地利用率が低く、10a当たり土地純生産は全国中位>

耕地利用率は全国平均に比べ10ポイントほど低く、10a当たり土地純生産も都府県平均に比べ低い。

	新 潟 県	全 国
耕 地 利 用 率	92.9 %	103.0 %

資料：農林水産省「耕地面積調査」, 「作付面積調査」

	10a当たり土地純生産	指 数
全国平均 (都府県平均)	82.3(94.6)千円	(100)
1 位 神 奈 川	172.1	182
26 位 新 潟	88.3	93

資料：農林水産省「農家経済調査」

注：土地純生産 = (農業所得 + 雇用労賃 + 支払小作料) ÷ 経営耕地面積

○ 農業依存度が増加

<農業所得100万円を回復>

57年度の1戸当たりの農業所得は米の作柄が良かったことにより、3年ぶりに100万円の大台を確保した。農外所得も引き続き増加しているが、景気停滞により伸びが鈍化した。この結果、農業依存度、家計費充足率はそれぞれ前年を上回った。

農 家 経 済

(単位：千円，%)

	新 潟 県		全 国	
	昭 56	昭 57	昭 56	昭 57
農 家 所 得	4,288	4,574	4,773	4,965
うち 農 業 所 得	923	1,054	968	952
うち 農 外 所 得	3,365	3,520	3,805	4,013
家 計 費	3,842	4,110	4,114	4,256
農 業 依 存 度	21.5	23.0	20.3	19.2
家 計 費 充 足 率	24.0	25.6	23.5	22.4

資料：農林水産省「農家経済調査」

注(1)：農業依存度＝農家所得に占める農業所得の割合（農業所得÷農家所得×100）

(2)：家計費充足率＝家計費に占める農業所得の割合（農業所得÷家計費×100）

＜基幹男子専従者のいる専従農家は農業所得で家計を賄う＞

専業農家で基幹男子専従者のいる農家は農業所得で家計費を賄っている。

一方、経営規模1ha未満の農家（第2種兼業農家が主体）では、農外所得ではば家計費を充足している。

経 営 規 模 別 農 家 経 済

(単位：千円)

	昭57年	農家所得	農業所得 (A)	農外所得 (B)	家計費 (C)	差 引		
						A - C	B - C	
新 潟 県	経 営 規 模 別	0.5 ha 未 満	4,712	217	4,495	3,943	△	552
		0.5 ~ 1.0	4,011	468	3,543	3,567	△	△
		1.0 ~ 1.5	3,960	805	3,115	3,980	△	△
		1.5 ~ 2.0	4,852	1,496	3,355	4,656	△	△
		2.0 ha 以 上	5,488	2,868	2,620	4,916	△	△
	基幹男子農業専従者がいる専業農家	4,440	4,016	424	3,619	397	△	△
都 府 県	経 営 規 模 別	0.5 ha 未 満	4,994	132	4,862	4,164	△	698
		0.5 ~ 1.0	5,032	530	4,502	4,222	△	280
		1.0 ~ 1.5	4,810	1,209	3,601	4,166	△	△
		1.5 ~ 2.0	4,843	1,840	3,003	4,433	△	△
		2.0 ha 以 上	5,211	3,050	2,161	4,605	△	△
	基幹男子農業専従者がいる専業農家	3,996	3,564	432	3,907	△	△	

資料：農林水産省「農家経済調査」

注：基幹男子農業専従者とは16～59才までの男子で年間自家農業に150日以上従事する者。

- 専業農家及び中核農家の割合は低い
 <専業農家率, 中核農家の割合は全国を下回っている>

	新 潟 県	全 国
専 業 農 家	5.8 %	13.2 %
第 1 種 兼 業 農 家	18.6	16.2
第 2 種 兼 業 農 家	75.5	70.7
中核農家 (基幹男子農業専従者のいる農家)	17.0	20.8

資料：農林水産省「農業調査」

- <専業農家, 第一種兼業農家は減少が続く>
 53年から58年の5カ年間で専業農家は10%, 第一種兼業農家は45%それぞれ減少した。
 一方, 第二種兼業農家は全国では減少しているが, 本県では依然増加している。

(単位: 戸, %)

	昭 48	昭 53	昭 58	5年間の増減率		(全国増減率) 53 → 58
				48 → 53	53 → 58	
総 農 家 数	187,400	171,140	159,940	△ 8.7	△ 6.5	△ 5.5
専 業 農 家	9,860	10,400	9,340	5.5	△10.2	△ 3.7
兼 業 農 家	177,540	160,740	150,590	△ 9.5	△ 6.3	△ 5.8
第 1 種 兼 業	77,840	53,740	29,790	△31.0	△44.6	△17.3
第 2 種 兼 業	99,700	107,000	120,800	7.3	12.9	△ 2.7
基幹男子農業専従者のいる農家	-	43,420	27,210	-	△37.3	-

資料：農林水産省「農業調査」

- <高齢専業農家が増加>
 専業農家で基幹男子のいる農家は40%, 男子生産年齢人口のいる農家は60%

		新 潟 県			全 国		
		専業農家総数	うち基幹男子 農業専従者 のいる農家	うち男子生 産年齢人口 のいる農家	専業農家総数	うち基幹男子 農業専従者 のいる農家	うち男子生 産年齢人口 のいる農家
実 数 戸	昭53	10,400	5,000	7,200	619,770	370,380	444,200
	58	9,340	3,710	5,520	596,080	312,140	393,990
割 合 %	53	100.0	48.1	69.2	100.0	59.8	71.7
	58	100.0	39.7	59.1	100.0	52.4	66.1
58/53%		89.8	74.2	76.7	96.2	84.3	88.7

資料：農林水産省「農業調査」

注：男子生産年齢人口とは16才から64才までの男子世帯員

- 農業のあとつぎのいる農家が少ない
 <あとつぎが主として就農している農家は6%>

かあつぎのいる農家は55%あるが、「農業だけ・農業を主に従事している農家」は5.9%である。「世帯主が60才以上の農家」でも、農業のあとつぎは7.9%しかいない。あとつぎのいない農家の世代交替期の動向が注目される。

あとつぎの就業状態別農家数

(単位：戸，%)

	昭 53	57	58	全国 (昭58)
総 農 家 数	171,140 (100.0)	161,910 (100.0)	159,940 (100.0)	(100.0)
あ と つ ぎ が い る	101,650 (59.4)	88,780 (54.8)	88,500 (55.3)	(51.1)
農業だけ・農業を主に従事	18,660 (10.9)	10,700 (6.6)	9,510 (5.9)	(7.6)
あ と つ ぎ が い な い	69,490 (40.6)	73,130 (45.2)	71,450 (44.7)	(48.6)
総 農 家 数	47,760 (100.0)	38,780 (100.0)	40,050 (100.0)	(100.0)
あ と つ ぎ が い る	38,110 (79.8)	28,140 (72.6)	28,340 (70.8)	(62.5)
農業だけ・農業を主に従事	8,830 (18.5)	3,530 (9.1)	3,170 (7.9)	(9.9)

資料：農林水産省「農業調査」

注(1)：()内は構成比

(2)：あとつぎとは満16才以上の在宅男子で、次の代にその家の世帯主となることを予定している人。

<複合化が進んでいる農家や中核農家には農業のあとつぎが多い>

経営組織別・あとつぎの就業状態別農家数

(単位：戸，%)

	総 農 家 数	あ と つ ぎ の い る 農 家	うち農業だけ・ 農業を主に 従事している	あ と つ ぎ の い な い 農 家
経 営 組 織 別				
単 一 経 営	129,580 (100.0)	73,530 (56.7)	6,990 (5.4)	56,050 (43.3)
準単一・複合経営	10,520 (100.0)	6,830 (64.9)	1,890 (18.0)	3,690 (35.1)
複 合 経 営	3,010 (100.0)	1,940 (64.5)	640 (21.3)	1,070 (35.5)
中核農家 (基幹男子農 業専従者のいる農家)	27,210 (100.0)	19,080 (70.1)	7,080 (26.0)	8,130 (29.9)

資料：農林水産省「農業調査」

注：()は構成比

○ 農業労働力の高齢化が進展

<基幹的農業従事者の27%は60才以上>

農業就業人口、基幹的農業従事者はともに大幅な減少が続いている。また、基幹的農業従事者のうち16～29才は最近5カ年間で59%減少したのに対し60才以上は18%増加し、基幹的農業従事者全体に占める割合は27%に達し、高齢化が一層進展した。

農業就業人口及び基幹的農業従事者数

(単位：人，%)

		昭 53		昭 58		増 減 率 53 → 58	参 考 (全 国)	
		実 数	構 成 比	実 数	構 成 比		58構成比	増 減 率 53 → 58
農人 就業口	総 数	269,540	100.0	213,380	100.0	△20.8	100.0	△20.8
	性 別							
	男	106,590	39.5	82,550	38.7	△22.6	38.7	22.6
	女	162,950	60.5	130,830	61.3	△19.7	61.3	△19.7
基幹的 農業従事者	総 数	188,230	100.0	135,950	100.0	△27.8	100.0	△11.1
	性 別							
	男	82,130	43.6	62,950	46.3	△23.4	46.8	△ 9.4
	女	106,100	56.4	73,000	53.7	△31.2	53.2	△12.6
	年 齢 階 層 別							
	16～29才	15,520	8.2	6,400	4.7	△58.8	5.1	△42.3
	30～59才	141,490	75.2	92,830	68.3	△34.4	66.0	△15.0
60才以上	31,230	16.6	36,730	27.0	17.6	29.0	11.0	
	65才以上	14,290	7.6	19,090	14.0	33.6	16.6	14.9

資料：農林水産省「農業調査」

<他産業からの男子のUターンが増加>

男子のUターン者が他産業への就職者を57年にはじめて上回り、特に35～59才層にその傾向が著しい。

「農業が主」である農家世帯員の就職と離職農現況

(単位：人，%)

区分	農業からの就職者(A)						他産業からの就農者(B)						同左(B)の割合		
	計	男				女	計	女				計	男	女	
		小計	34才以下	35～59才	60才以上			小計	34才以下	35～59才	60才以下				
昭50	9,830	4,940	2,070	2,820	50	4,890	3,530	1,600	760	610	240	1,930	26.4	24.5	28.3
55	4,177	2,045	828	1,175	44	2,132	3,089	1,653	480	1,088	88	1,436	42.5	44.7	40.2
56	3,263	1,914	566	1,262	87	1,350	2,567	1,653	566	871	218	914	44.0	46.3	40.4
57	3,477	1,782	782	870	130	1,695	3,303	2,303	433	1,435	435	1,000	48.7	56.4	37.1

資料：農林水産省「農家就業動向調査」

〈新規学卒就農者は依然減少〉

新規学卒者の就農者数

(単位：人)

	中 学			高 校			県 農 業 大 学 校 等	合 計
	男	女	計	男	女	計		
昭50	71	21	92	500	105	605	21	718
55	9	3	12	239	41	280	2	294
57	5	0	5	143	31	174	23	202
58	8	3	11	131	34	165	21	197

資料：県統計課「学校基本調査」
県農産普及課

注：農業大学校等は農業大学校及び農業技術系大学校を含む



資料四

準備書面

第一 学校統廃合問題の歴史

一 町村合併の促進と、学校統廃合
昭和二十八年町村合併促進法
(二年間の時限立法)が施行されたが、町村規模を合併によって拡大し、地方財政の窮乏の危機を抜け出そうとするこの法律は、町村の「適正規模」なる概念でもって、地方財政の「合理化」、「効率化」を図ることを目的としていた。

合併町村は、小学校、中学校等の「教育文化施設の統合整備」を「新町村建設計画」の中に定め、この「実施を通して、町村の一体性の確保とその向上発展に努めなければならぬ」とされた。このように学校統廃合は、地方財政の「合理化」、「効率化」の政策的一環として打ち出されたのである。

昭和三十一年町村合併促進法が、期間終了により廃止されると、これにかわって新市町村建設促進法が施行された。これは「町村合併を行なった市町村の建設計画の実施を促進し」あわせて「未合併町の合併を強力に推進する」ことを目的としていた。そして同法は

「新市町村は、その設置する小学校または中学校で経営の合理化と教育効果の向上を図るための規模を適正化することが適当と認められるものがある場合においては、地勢、交通、通学距離その他の事情を考慮して、小学校または中学校の統合並びにこれに伴う校舎の転用及び通学区域の変更に関する計画を定め、これを実現するように努めなければならない」と規定した。

このような中で文部省は、昭和三十一年度から「小中学校統廃合補助金」制度を新設し、統合政策を財政的に裏打ちした。同年出された、中央教育審議会答申は、合併市町村の一体化を図るための手段として、小学校の頃から学校を一緒にして、住民としての一体感をはかることの重要性を指摘するとともに、教育的見地にとって、実情を十分に考慮して慎重な態度で臨むことを指摘した。そして適正規模の学校を、小学校の場合一二から一八学級とし、通学距離については、通常の場合四キロメートルを最高限度とし、地勢、気象、交通等の諸条件並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、基準を定めるものとした。

昭和三十三年には、業務教育諸学校施設国庫負担法が制定され、単なる小規模校の改築に対する、国の補助は三分の一とされたが、統合の場合は二分の一が補助されることとなった。

このような市町村合併と、これに伴う学校の統廃合政策のなかで、昭和二十八年から五年間の間に九八九五市町村が三六五三市町村に激減し、小中学校数もこれにともなうて多くが消滅していった。

二 過疎対策としての当校統合

小学校は昭和三十三年、中学校は昭和三十七年、それぞれ児童生徒が最高を示したが、これをピークに児童数の減少が始まり、他方における高度経済成長下での、農村の崩壊と都市への人口の流動により、いわゆる過疎が急速に進行していった。

このように人口の自然減と社会的減少下で、過疎対策として学校の統廃合が提起されてきた。

経済審議会地域部会は、昭和四十二年「高密度経済社会への地域課題」との報告を発表した。これによると過疎地域については、最寄りの中心都市を中核にして社会資本の効率的整備を行ない、(1)道

路・通信施設の整備、(2)学校・医療施設等の統廃合、(3)農村集落の再編制等を提起している。

このように過疎対策の一環として、社会資本の効率的使用という観点から、他の諸施設とともに学校統廃合が行なわれていった。

この施策を財政的に、裏付けるため昭和四十五年成立した過疎地域対策緊急処置法(十年の時限立法)は、小中学校統合に伴う校舎等の国庫負担率は、従来の二分の一から三分の二に引き上げられた。

このような政策下で、急速に学校の統廃合が進められ、たとえば昭和四十八年には、二二五の小学校が統合対象になり、うち一二八が廃校されていった。

しかし過疎対策のための学校統廃合は、地域文化と生活を一層さびれさせ過疎が深化し、地域崩壊にまで至る事態が発生してきた。

三 昭和四十八年Uターン通達

(一) 市町村合併・過疎対策に伴う、学校の統廃合は、建前としては教育的配慮が述べられながら、実質的には効率化、財政的理由から押し進められてきたものであり、深刻な教育的・社会的問題をもたらすにいった。

地域の最も大切な文化的センターたる学校を奪われることにより、地域が衰退するという住民の深刻な悩みとともに、子供の通学問題と、通学に伴う肉体的・時間的悪条件から、家庭での学習時間の減少、授業の集中度の低下、そして、教師・父母・地域の結び付きの弱化、課外活動、補習の困難など様々な教育・学習条件の低下が指摘されるようになった。

このようななかで、一方的統合に反対する、地域の運動が、全国各地で発生し、ときには長期にわたる同盟休校戦術がとられ、深刻な対立が生ずるにいった。

また、大規模学校を中心として、おちこぼれ・問題行動・非行問題が増えはじめ、小規模学校でのいきとどいた教育の必要が指摘されるようになってきた時期でもある。

このような状況を反映して、昭和四十八年文部省は、公立小・中学校の統合についての通達を各都道府県委員会宛に出した。

この通達は

「学校規模を重視する余り無理な学校統合を行ない、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは

避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。」

「通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないように配慮すること。」

「学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行なうよう努めること。」

「統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。」

等の点を指摘している。

この通達は、小規模校の利点と、地域的意義を認め、統合に伴う弊害について詳細に検討すること、

そして住民の意思を充分尊重することを求めている。

通達が出された、翌四十九年には、統合でなく老朽校舎の改築の場合も、三分の二の補助金を交付することとして、財政的な理由から、無理な統合が行なわれないよう裏付けた。

この通達及び、改築補助率の増加により、統合対象学校が激減していった。

例えば統合対象校は昭和四十八年二二五校（廃校されたのは二二八校）、昭和四十九年一三四校（廃校されたのは八一校）となり、その後著しく減少し、昭和五十三年には対象校七四校で、実際廃校されたのは三五校となった。

(一) このような中で、昭和五十一年五月十一日、名古屋高等裁判所金沢支部判決は、富山県立山小学校の廃止処分について、「児童らの通学距離の適否は、その心身の発達状態、交友関係さらには家庭との結びつきなど諸般の事情を参酌して総合的に配慮されるべき」とのべ、さらに「廃校処分によって、右児童らことに低学年児童らにとつての旧小学校への徒歩通学による居住地域の自然との接触、それに

ついで理解、また右抗告人らと右児童らにとつての旧小学校と家庭との親密感、近距離感等旧小学校への就学によって維持される人格形成上、教育上の良き諸条件を失うこととなり、それは右抗告人らにとつて回復の困難な損害といわねばならない。つぎに右児童らが統合小学校へ就学する場合、通学はバスによるにしても、冬期降雪時の遅刻、不参はさけ難いものであり、また児童の緊急事態に際しての保護者である右抗告人との連絡、応急措置上の不都合、あるいはバスによる交通事故の危険等が予想され、これは一種の教育条件の低下というべく、それが統合小学校への就学によって得られる

諸々の利点を考慮しても、なお右抗告人らにとつての回復の困難な損害といわねばならない。」とのべ、右廃止処分の執行を停止した。この決定は、当時の一般的教育環境を基準とするのでなく、あくまで現在の子供がおかれています既得の教育環境に即して判断したと、そして「回復困難な損害」の判断にあたって、通学条件の問題を、たんに交通状況や通学距離・時間の問題にとどめず、より広い

教育上の諸問題においてとらえている。その意味で学校統廃合裁判における、教育法の実質をもつ判例として評価されている。ただこの決定は、執行停止申立に対する

それであり、当然のことながら双方の主張・立証は不十分にならざるを得ず、その為か地域の持つ教育力の重要性（更を返せば地域・住民・父母と離れたところでの教育の困難さ）あるいは、いきとどいた教育をする上での学級・学校規模の重要性について殆ど述べていない。

一部判決には、学校は議会の廃止決議により、廃止されるので執行停止しても、戻る学校がないなどという形式論を振り回す論述がみられるが、立山小学校はこの決定により、立派に存続し、学校・父母・地域が一体となった教育が守られており、右形式論を実質を持って打ち破っている。

(二) 新過疎法の制定と小規模校の重視

昭和五十五年、いわゆる過疎法が失効し、同年「過疎地域新興特別措置法」が制定された。そしてこの法律は過疎「対策」から「新興」と変り、過疎地域の学校につ

いて、新しい条文が挿入された。同法第十九条は、国及び地方公共団体は、過疎地域に所在する小規模の小学校及び中学校における教育の特殊事情にかんがみ、その教育の充実についで適切な配慮をすることを義務づけた。

また昭和五十三年には、第三次の全国総合開発計画が作成されたが、ここでは定住権構想が打ち出された、人々がどこにでも定住できる権益を地域につくっていくという構想が打ち出されたが、それによると、その定住権構想の基礎単位を、小学区、においている。小学校が地域のまとまりであるから、そこを中心に地域づくりをし、ゆくとすることである。

四 以上の通り、統廃合問題をめぐる前半の歴史は、町村合併・過疎対策という外的事情から「財政上」「効率性」等の要求に、沿って進められてきたものであり、必然的に教育的視点は背後に押しやられてきた。

そして見直しがなされてきたのは、このような教育抜き統合が、子供たちに深刻な教育条件の悪化としてあらわれ、また過疎対策の

かけ、地域崩壊の深刻な事態を招き、全国各地での住民の粘り強い、ときには長期間に及ぶ同盟休校等のたたかひがあったからに外ならない。

(一) 従来「大きいことは良いことだ」といわんばかりに、統合が強行されるなかで、昭和四十年代に入ると、深刻な「おちこぼれ」「問題行動」「非行問題」等の事態が発生し、昭和五十七年の総理府統計でも何等かの形で、授業を理解していない児童・生徒が七十%に及ぶという深刻な事態に直面することとなった。この事態の原因を学校にだけ求めることは出来ないが、重要な要因として、一人一人を大切にし、いきとどいた教育が困難になってきていることは、いかなる事象である。

(二) 地域と学校のむすびつきが重視されてきたことである。

もともと人類は何十万年にわたって、地域集団の中で子育てをしてきたのである。人間の子供は一人前になるのに二十年もかかる大事業であり、これをどのようになしとげるかということで、生れたのが地域みんなで育てるといふ発想であった。だから、よその子、

人の子の区別なく、長いあいだ、人類は、地域で子供を育ててきたのである。そういう人類の長い歴史の中でみると、学校にあずけて教育するという歴史は、未だ日が浅い。

だからこそ、本当に人間が育つ地域の教育力が衰退していったら、学校の教育機能は弱まらざるを得ないのである。

いま「非行」・「校内暴力」・「落ちこぼれ」等が切実な社会問題となっているが、それは家庭や地域の教育力が非常に衰退し連帯がなくなっていることに、大きな原因があります。都市の学校では、隣の子供がどこの学校に行っているに悩んでいるのが皆目わからない。あるいは関心がないという傾向がでてる。

このような中では、みんなが声をかけあって、励ましあって、打

算を越えて育てていくことは困難になり、親だけの力で、そして学校だけで育てようとするから、結局成績でつまずいたり、交友関係でつまずくともうその子は立ち直れないようなダメージを受けてしまふのである。

つまり、成長の過程での必然であるが、その時々にかまわりの者が励ましたり、あるいは怒ったりしながら立て直して来たわけである。

教育というものは、そういうみんなが責任をもって、一人一人の子供を大切に育て、一人前に育ててゆくというところに一番大事な原点があるわけである。

だからこそ学校は、地域や家庭から離れたところにあってはならないのである。学校は、そういう子育ての中心として必要だったからこそ、みんなの見える、そして手の届くところにつくられてきたのである。

このように、地域と学校のむすびつきは、教育の本質的要請なのである。

(三) 統合問題についての、学区の合意の必要性

1 憲法第二六条の「教育を受ける

権利」について、最高裁判所は、所謂学テ判決(昭和五十一年五月十一日)において(「同条」)の背後には、国民各自が、一個の人間として、また一市民として、成長、自己の人格を完成、実現するために必要な学習する固有の権利を有すること、とけに……子供は、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを、大人一般に對して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子供の教育は、教育を施す者の支配的権能でなく、なによりもまず、子供の学習する権利に對し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとして、とらえられているのである。」と述べている。

そして、子供の学習権を保障するのは、まず親権にもとづく親の義務であり権利である。学校教育は親の信託によってなされたものであり、親は教育権の実行を学校・教師に委ねるとともに、それは教育権の総てでなく、自らも教育権と業務にもとづき子供を教育し、同時に信託者として、学校教育に對して適切に働きかける権利と義務を有しているのである。

統合問題は、前述したとおり子供の教育に対して重大な変更を加えるものであり、しかも父母の教育権の発露と不可分な関係を有しているがゆえに、学区の合意、特に父母の意思の尊重が重要なのである。

教育基本法第一〇条は一項は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行なわれるべきものである」とさため、同第二項は「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行なわれなければならない」と定めているが、統合問題にあたっては当然この姿勢が貫かれるべきであり、学区・父母の意思を尊重すること、右第一〇条の趣旨である。

2 憲法第九五条は、「一の地方公共団体にのみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票において、その過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができない。」と定めている。

国会による間接的な「全体意思」をもってしても、その法律による利害得失にかかわる自治体住民の

直接的過半数の意思に優先しえないという本条の趣旨は、自治体においても当然踏まえらるる条理である。

(二)で述べた通り、学校教育は学区と一体となって永年進められてきたものであり、学校自身が学区に支えられ、他方学校が学区の文化センターとしての役割を果たしてきたのである。だからこそ地域・住民・父母にとって統合問題は、重大な影響を及ぼすものなのである。

統合が、自治体全体の教育政策の一環としておこなわれ、そして当該学校の存続・廃止が、自治体に大きな影響を与える場合とはもかく、本件の如く存続が、教育的にも、財政的にも、他の住民に何等の否定的影響を与えるものでなく(寧ろ統合された場合の方が、他の住民に教育的・財政的負担を課すことになる)、専ら干渉住民にのみ、重大な影響を与えるものなのである。

このような学校廃止・統合にあたっては、当然地元の合意なくなくとも過半数の合意が必要であることは条理上も当然である。

資料五

答 弁 書

第一、本案前の申立て

本件訴えをいずれも却下する。訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第二、申立ての理由

一、小出町長は、昭和五十九年六月十八日小出町町議会に対し、小出町立干湊小学校を廃止する旨の条例案を提出し、右条例案は、同年七月六日、右町議会において可決され、そして、右条例は、同月十一日、小出町立学校設置条例の一部を改正する条例(昭和五十九年条例第二〇号)として公布された。被告は、右条例の制定をうけて、同年八月二十九日新潟県教育委員会に、干湊小学校廃止の届出をする旨の決議をし、ついで、同年十月二十六日に右届出を、同月三十一日付けをもってなすことを決定し、同月三十一日、同小学校の廃止届を新潟県教育委員会に提出した。

二、まず、原告らは、請求の趣旨第一項において、被告が昭和五

十九年十月二十六日付けでなし、干湊小学校廃止決議及び同月三十一日付けでなし、新潟県教育委員会宛提出にかかる干湊小学校廃止届による同校廃止処分を取消しを求めるが、右訴えは、被告過格を欠くか、あるいは処分性を欠く行為の取消を求めるものであって不適法であり、却下を免れない。すなわち、市町村は、広く教育に関する事務を処理し(地方自治法第二条第三項第五号)、その一環として、区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない(学校教育法第二九条)とされているところ、右市町村の設置すべき小学校は、地方自治法第二四四条にいわゆる公の施設にあたるものである。そして、同法第二四四条の第二項は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特段の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならない。」と規定しているところ、その法意は、地方住民の利用に供すべき公の施設の設置が当該

地方公共団体の遂行すべき重要な事業の一つであり、かつ、一般に相当額の予算措置を必要とするものであることにかんがみて、地方公共団体における最も基本的な意思決定方式である議会の議決を経て制定される条例という法形式により、直接個別になされるべきものとしたのである。したがって、市町村による小学校の設置は、条例という法形式によって直接かつ個別になされねばならず、条例によって設置された小学校の廃止についても同様に、設置条例の改廃という形式を踏むべきものである。地方教育行政に関する法律第二十三条第一号は、当該地方公共団体の処理すべき学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務の管理、執行を教育委員会の権限と定めているけれども、右規定は、地方自治法第二四四条の二第一項の前記のような法意にかんがみれば、その例外として、特に学校についてののみその設置、廃止の決定権限を教育委員会に与えたものとも考えられないのみならず、その規定文言そのものから

みても、教育委員会の権限は、学校の設置、管理及び廃止に関する事務の管理、執行に属するものに限られているものであって、設置又は廃止の決定そのものは、教育委員会の権限に属さない。そして、右設置又は廃止は、条例の制定、公布のみによって完結し、発効するものである（大阪高等裁判所昭和五十六年七月二十九日決定、同旨東京高等裁判所昭和五十二年三月四日決定、徳島地方裁判所昭和五十二年三月八日決定、名古屋高等裁判所金沢支部昭和五十七年四月五日決定）。

しかして、被告の干渉小学校廃止届の決議及び新潟県教育委員会に対する同小学校の廃止届は、前記条例の改正、公布によって既に完結して効力を生じていることを前提とした右廃止に伴う事後的な事務処理にすぎず、特に、県教育委員会に対する届出は、学校教育法施行令第二五条に基づき報告的届出であって、行政機関相互間の事実上の行為にすぎないと考えられるところ、原告ら主張の右廃止届などについては、干渉小学校廃止の効力

を生じさせる被告の処分なるものは存在しないものというべきである。したがって、被告に対する右廃止届の決議及び廃止届の各取消を求める訴は、被告適格を欠くか、あるいは処分性を欠く行為の取消を求めるものであって、不適法であるといわざるを得ず、却下を免れない。

三、つきに、原告らは、請求の趣旨第二項において、被告が原告らに対し、その保護する子女の就学すべき小学校を、小出町立小出小学校と指定する通知をすることが違法であることの確認を求めるが、確認の訴えの請求対象は、現在の法律関係に限られ、過去の法律関係又は将来の法律関係の存否の確認は許されないところ（最高裁判所昭和三十一年十月四日判決）、被告は、いまだ原告らに対し学校指定の変更通知をなしていないから、原告らが確認を求める右訴えの対象は、将来の、しかも不確定な法律関係に関するものであって、現在の法律関係ではない。したがって、原告らの右訴えも確認の利益を欠く不適法なものであって、却下を免れない。

四、原告らは、請求の趣旨第三項において、被告が原告らの保護する子女の就学すべき小学校を、小出町立小出小学校と指定する通知をしてはならないとして、被告が将来なすであろう学校指定の通知の変更通知という不確定な行政措置に対し、事前にその差し止めを求めるが、右訴えもまた不適法であって、却下されるべきである。

およそ、行政庁の処分に関する判断権は、形式的個別的処分毎に常に第一次的に行政庁に留保されており、司法審査は、右行政の第一次的判断権の行使が何らかの形でなされた後に、当該判断の適否を争ういわゆる事後審査に限られる。このことは、三権分立の当然の帰結である。したがって、本件学校指定の変更通知に関する判断権は、第一次的には、行政庁たる被告に留保されており（学校教育法施行令第六條）、右通知そのものがいまだに存在しない本件において、裁判所が事前に右通知の差し止めをなすことは、司法の事後審査制に違背するものである。よって、右の事後審査制に反

する裁判を求める原告らの右訴えは、不適法であり、却下を免かれぬ。

第三、本案に対する答弁

被告の本案前の申立てに対する裁判所の判断を待ち、必要に応じて答弁する。

資料六

公立小・中学校の統合について

昭和四十八年十月十九日
教財第一一七四号

新潟県教育委員会教育長から
市町村長、市町村教育長あて
このことについて、このたび文部省から昨今の学校統合の実施状況にかんがみ、別紙一のとおり通達がありました。

については、今後の学校統合にあたっては、さきに当県の特殊事情を十分配慮のうえ策定した別紙二による「小・中学校適正配置基準」と、さらに前記通達の趣旨を十分御了知のうえ、一層の御配慮をお願いします。

なお、参考まで昭和三十一年の「公立小・中学校の統合方策について」の、文部事務次官通達を別紙三として、添付してありますので、申し添えます。

別紙一

文初財第四三二号

昭和四十八年九月二十七日

各都道府県教育委員会殿

文部省初等中等教育局長

岩間 英太郎

文部省管理局長

安嶋 弥

公立小・中学校の

統合について（通達）

学校統合の方策については、昭和三十一年に「公立小・中学校の統合方策について」（昭和三十一年十一月十七日付文初財第五〇三号文部事務次官通達）をもって通達されているところであり、貴委員会におかれても貴管下市町村に対して御指導を願ってきたところであります。その後の実施状況にかんがみますと、なお下記のような事項に留意する必要があると考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いいたします。

記

1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り、無理な学校統合を行ない、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困

難を招いたりすることは避けなければならぬ。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。

2 (1) 通学距離及び通学時間の児童・

生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育的活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。

(2) 学校統合を計画する場合には、

学校の持つ地域の意義等をも考へて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。

(3) 統合後の学校の規模が相当大

きくなる場合や、現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。

別紙二

小・中学校適正配置基準

1 基 準

(1) 学校の適正規模は、小・中学校ともに、おおむね十二学級十八学級を標準として、当県の実情を勘案し、これに近づくよう統合・分離を進める。

(2) 通学距離は、おおむね小学校四キロメートル、中学校六キロメートルを標準とするが、地形・気象・交通の諸条件や児童生徒の健康・学習の障害にならないよう配慮するものとする。

2 具体的方針

(1) 分校は、本校に可能な限り吸収することを原則とする。

(2) 小学校五学級以下、中学校三学級以下はできるだけ統合し、複式学級を解消するようにする。

(3) 冬季分校は、可能な限り廃止する。

(4) 小・中学校とも二十五学級以上の学校は、できるだけ分離を進める。

3 実施方法

小・中学校の統合分離にあたっては、市町村は地域住民の意志を尊重し、教育的配慮のもとに、全体的立場で総合的に判断して決定するものとする。県はこれに対し、積極的な指導助言と実情に応じた助成措置を講ずるようにする。

実施上の留意事項

- (1) 学校の適正規模は、十二学級一十八学級であるが、当県に小規模校が多いという実情から統合を実施する際は、通学距離通学時間を考慮して、小学校六学級一二十四学級、中学校九学級一二十四学級をめぐりに検討を行なうものとする。ただし、十八学級以上になる統合は、五学級以下の学校と適正規模の学校とを統合し、将来児童・生徒が減少すると見込まれる場合のみとする。
- (2) 人口過密地域、平場地域、山間地域等その地域の実情によって基準を運用するものとする。
- (3) 統合によって交通機関を利用して通学しなければならない場合の交通機関の所要時間は、二十時程度とする。
- (4) 統合によるやむをえず、寄宿舎を設置する場合は、次の方針による。
 - ア 寄宿舎の運営及び児童・生徒の指導に必要な条件が、十分整えられることを前提とする。
 - イ 小学校においては、児童の発達段階からみてできるだけ

さけるが、やむをえず設置する場合においても高学年を原則とし、生活指導上の配慮を十分行なうこと。

ウ 中学校においては、寄宿舎生活が可能な面も多いが、通年収容はできるだけ避けることが望ましい。

文初財第四三二号

昭和四十八年九月二十七日

各都道府県教育委員会殿

文部省初等中等教育局長

岩間 英太郎

文部省管理局長

安嶋 弥

公立小・中学校の

統合について(通達)

学校統合の方策については、昭和三十一年に「公立小・中学校の統合方策について」(昭和三十一年十一月十七日付文初財第五〇三号文部事務次官通達)をもって通達されているところであり、貴委員会におかれても貴管下市町村に対して、御指導を願ってきたところでありますが、その後の実施状況にかんがみますと、なお下記のような事項に留意する必

要があると考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いします。

記

1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行ない、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは、避けなければならぬ。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。

2 (1) 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。

(2) 学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。

(3) 統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模で

ある学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育的効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。